

諮問庁：外務大臣

諮問日：令和2年6月8日（令和2年（行情）諮問第306号）

答申日：令和7年2月17日（令和6年度（行情）答申第909号）

事件名：大韓民国による日韓秘密軍事情報保護協定の終了の決定に関して行政文書ファイル等につづられた文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の3に掲げる158文書（以下、順に「文書8」ないし「文書165」といい、併せて「本件対象文書1」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定について、諮問庁が別紙の4に掲げる3文書（以下、順に「文書166」ないし「文書168」といい、併せて「本件対象文書2」といい、本件対象文書1と併せて「本件対象文書」という。）を追加して特定し、開示したことについては、本件対象文書2を追加して特定し、開示したこと及び本件対象文書1につき諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分を不開示とすることは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和2年3月27日付け情報公開第03030号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める。

審査請求人は確認するすべを持たないので、特定されるべき文書に漏れがないか念のため確認を求める。

イ 不開示処分の対象部分の特定を求める。

不開示理由一覧で不開示とした部分を「文書3」等と明示しただけでは具体的な箇所を分らないので、以下の理由からその特定を求めるものである。

理由1

内閣府情報公開・個人情報保護審査会（原文ママ）の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じる。

理由 2

このような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

理由 3

「情報公開事務処理の手引」（平成30年10月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

ウ 一部に対する不開示決定の取り消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

（2）意見書

諮問庁は今回計11件の諮問を同時に行った。

これに関して諮問庁からの審査請求人への通知が届いたのは6月17日であり、審査会からの通知と同日であった。しかも通知書の日付は6月12日付けであるにもかかわらず、発送日は6月16日であった。

このような多数の諮問を前もって審査請求人に予告することなく、同時に行うことは、審査請求人が意見書を提出するに当たって十分に熟考する期間を与えないとする意図があるのかと疑わせるものである。

そこで意見書を提出するに当たって十分な準備期間を確保するために意見書の提出期限を延長することを求めるものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

（1）経緯

処分庁は、令和元年9月3日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書の開示請求に対し、情報公開法11条に基づく開示決定期限の特例の適用をおこなった後、相当の部分として別紙の2に掲げる7件の文書（以下「先行開示文書」という。）を特定し、その全てについて開示とする決定を行い（令和元年11月5日付け情報公開第01627号）、更に、最終の決定として158件の文書を特定し、10件の文書を開示とし、148件の文書を部分開示とする決定をおこなった（原処分）。

これに対し、審査請求人は、令和2年3月31日付けで一部に対する不開示決定の取消し等を求める審査請求を行った。

(2) 本件対象文書1について

本件対象文書1は、別紙の3に記載の158文書である。

(3) 不開示とした部分について

ア 文書8、文書10、文書11、文書25及び文書26（理由3及び4以外の不開示部分）、文書36及び文書37（理由3及び4以外の不開示部分）、文書39（理由3及び4以外の不開示部分）、文書40、文書42（理由3及び4以外の不開示部分）、文書43（理由4及び7以外の不開示部分）、文書44、文書48、文書49、文書52（理由3及び4以外の不開示部分）、文書56、文書59（理由3及び4以外の不開示部分）、文書61（理由3及び4以外の不開示部分）、文書63ないし文書65（理由3及び4以外の不開示部分）、文書67（理由3、4及び5以外の不開示部分）、文書68（理由3及び4以外の不開示部分）、文書77（理由3及び4以外の不開示部分）、文書80及び文書81（理由3及び4以外の不開示部分）、文書83及び文書84（理由3及び4以外の不開示部分）、文書87（理由3及び4以外の不開示部分）、文書93（理由3及び4以外の不開示部分）、文書95及び文書96（理由3及び4以外の不開示部分）、文書98（理由3及び4以外の不開示部分）、文書107ないし文書109（理由3及び4以外の不開示部分）、文書115及び文書116（理由3及び4以外の不開示部分）、文書119及び文書120（理由3及び4以外の不開示部分）、文書121、文書122及び文書123（理由3及び4以外の不開示部分）、文書124、文書125ないし文書128（理由3及び4以外の不開示部分）、文書129、文書150（理由3及び4以外の不開示部分）は、公にしないことを前提とした関係国との協議の内容に関する記述であって、公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、関係国等との信頼関係が損なわれるおそれ、他国との交渉上不利益を被るおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。

イ 文書13、文書21、文書23の不開示部分は、公にしないことを前提としたわが国政府部内の協議の内容に関する記述であって、公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、関係国等との信頼関係を損なうおそれ、又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあるとともに、政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため、法5条3号及び5号に該当し、不開示とした。

ウ 文書25（1頁目本文2行目及び3行目）、文書26（1頁目件名欄の右から1箇所目本文1行目、2行目左から1箇所目及び3行目）、文書36（1頁目本文1行目）、文書37（1頁目本文1行目）、文書39（1頁目本文1行目及び2行目）、文書42（1頁目本文2行

目、3行目左から1箇所目、4行目右から1箇所目及び5行目）、文書52（1頁目件名欄の右から1箇所目、本文1行目左から1箇所目）、文書59（1頁目本文1行目）、文書63（件名欄、本文4行目）、文書64（1頁目本文2行目及び3行目）、文書65（1頁目本文2行目及び3行目）、文書67（1頁目本文6行目、8行目及び9行目）、文書68（1頁目本文2行目ないし5行目）、文書77（件名欄、本文2行目ないし3行目）、文書80（1頁目件名欄、本文2行目ないし4行目）、文書81（1頁目本文2行目、4行目右から1箇所目及び5行目）、文書83（1頁目件名欄及び本文1行目及び2行目）、文書84（1頁目本文3行目、4行目及び6行目）、文書87（1頁目本文5行目及び6行目）、文書93（1頁目本文2行目及び3行目）、文書95（1頁目本文2行目、3行目、及び5行目）、文書96（1頁目件名欄、本文1行目ないし3行目）、文書98（1頁目本文1行目）、文書107（1頁目本文2行目、3行目及び7行目）、文書108（1頁目件名欄、本文1行目ないし5行目、及び6行目左から1箇所目）、文書109（1頁目件名欄1行目右から1箇所目及び2行目、及び本文3行目）、文書115（1頁目本文9行目）、文書116（1頁目件名右から1箇所目本文1行目及び2行目）、文書119（1頁目本文4行目）、文書120（本文2行目ないし4行目、6行目ないし8行目）、文書122（1頁目件名欄本文2行目）、文書123（1頁目本文2行目）、文書125（1頁目件名欄、本文1行目及び2行目）、文書126（1頁目件名欄、本文1行目ないし3行目）、文書127（1頁目本文3行目）、文書128（1頁目件名欄、2頁目1行目及び2行目の左から1箇所目及び4行目、3頁目4行目）、文書150（1頁目件名欄、本文1行目）、文書161の不開示部分は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるため、あるいは、公にすることにより当該個人の正当な権利利益を害するおそれがあるため、公表慣行があるものを除き、法5条1号に該当し、不開示とした。

エ 文書24ないし文書128及び文書130ないし文書165の発受信時刻、パターンコード、局課コード及び背景に斜めに印字された透かし文字は、現在外務省が使用している電信システムの管理に係る情報であり、公にすることにより、電信の秘密保全に支障が生じ国の安全が害されるおそれ交渉上不利益を被るおそれ、及び外交事務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条3号及び6号に該当し、不開示とした。

オ 文書27、文書28、文書30、文書32、文書47、文書55、文書57、文書60、文書61（理由4及び10以外の不開示部分）、

文書 67（2 頁目）、文書 69 ないし文書 72、文書 78、文書 82、文書 88、文書 89、文書 91、文書 92、文書 94、文書 110、文書 111、文書 113、文書 114、文書 117 及び文書 118 の不開示部分は、我が国が働きかけあるいは意見交換を行った関係国等の有識者等の氏名及び所属あるいはそれらを示唆する情報、並びに当該有識者等の反応・意見等に関する記述であって、公にすることにより、当該有識者及びその所属機関等の権利利益を害するおそれがあるため、また、今後有識者等との接触が困難になり、我が国の世論対策等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法 5 条 1 号、2 号及び 6 号に該当し、不開示とした。

カ 文書 54、文書 62、文書 105 の不開示部分は、我が国が、情報あるいは資料を入手した経緯に関する記述であって、公にすることにより、関係国との信頼関係が損なわれるおそれがあるとともに、今後情報提供者からの協力を得ることが困難になり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法 5 条 3 号及び 6 号に該当し、不開示とした。

キ 文書 43（2 頁目 9 行目）、文書 46（2 頁目最終行）、文書 66（8 頁目最終行）、文書 76（4 頁目最終行）、文書 158 の不開示部分は、外交事務における特定の分野及び意図を示唆する記述であって、公にすることにより、関係国等との信頼関係が損なわれ、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法 5 条 3 号及び 6 号に該当し、不開示とした。

ク 文書 41、文書 165（理由 4 以外の不開示部分）は、世論形成に影響力のある有識者等との意見交換や懇談の内容に関する記述であって、公にすることにより、今後当該有識者等との接触が困難になり、また、当該有識者等からの協力を得ることが困難になることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法 5 条 6 号に該当し、不開示とした。

ケ 文書 97 の電話番号は、本件開示請求により特定された他の文書と照合することにより当該他の文書で不開示とした情報の内容の一部が明らかとなり、それにより関係国との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、法 5 条 3 号に該当し、不開示とした。

コ 文書 61（1 頁目本文 4 行目の左から 1 箇所目、2 頁目本文 1 行目及び 2 1 行目の各左から 1 箇所目、3 頁目本文 6 行目の左から 1 箇所目の不開示部分）は、韓国の報道機関に関する我が国の評価に関する記述であって、公にすることにより、当該報道機関との信頼関係が損なわれ、今後当該報道機関との率直な意見交換を通じた情報収集や世論対策等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法 5

条6号に該当し、不開示とした。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、「特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める。」旨主張するが、処分庁は、本件開示請求の対象文書を全て特定しており、原処分における文書の特定に漏れはなく、審査請求人の主張には理由がない。

また、審査請求人は、「不開示処分の対象部分の特定を求める。」旨主張するが、処分庁は、上記3のとおり、不開示理由ごとに不開示箇所を明確に特定しており、審査請求人の主張には理由がない。

更に、審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」旨主張するが、処分庁は上記(3)のとおり本件対象文書1について開示の是非を慎重に判断しており、本件対象文書1の一部を不開示としたことは妥当である。

(5) 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分を維持することが適当であると判断する。

2 補充理由説明書

本件開示請求に関し、今般、別紙の4に掲げる件の新たな関連文書（本件対象文書2）が見つかったところ、これらを特定したうえで、別添（省略）の「行政文書の開示請求に係る決定について（通知）」（情報公開第00410号）のとおり開示決定を行い、令和2年6月5日、右通知を開示請求者に対して送付した。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|---------------------------------|
| ① | 令和2年6月8日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月17日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ④ | 同月18日 | 審議 |
| ⑤ | 同日 | 審議審査請求人から意見書を收受 |
| ⑥ | 令和7年1月22日 | 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書1の見分及び審議 |
| ⑦ | 同年2月10日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書1を特定し、その一部を法5条1号ないし3号、5号及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の再特定及び不開示部分の開示等を求

めている。

諮問庁は、上記第3の2において、別紙の4に掲げる本件対象文書2を追加して特定し、開示決定をし、また、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、改めて検討した結果、本件対象文書の不開示部分のうち、別紙の5に掲げる部分については新たに開示することとするが、その余の部分（以下「不開示維持部分」という。）は、なお不開示とすべきとしていることから、以下、本件対象文書1の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求文言にいう「日韓秘密軍事情報保護協定（以下「G S O M I A」という。）」とは、日韓間で交換される秘密軍事情報の保護を目的とする協定であり、2016年11月23日に両国の間で締結され、毎年、自動的に延長されてきたが、2019年8月22日に韓国が終了を決定したものであり、本件請求文書は、韓国によるG S O M I Aの終了の決定（以下「本件決定」という。）に関連して、外務省が作成又は取得した文書を求めているものと解した。

イ 先行開示文書及び本件対象文書1は、本件決定に関する、韓国や関係国の動向等についての情報を記した文書の全てである。

ウ 本件審査請求を受け、処分庁において再度探索を行ったところ、別紙の4に掲げる3文書（本件対象文書2）を新たに特定し、審査請求人に通知した。

エ なお、新たに開示した文書を特定したことに伴い、念のため、担当部署において書架、書庫及び共有フォルダ内の探索を行ったが、先行開示文書及び本件対象文書の外に、本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) 処分庁において、先行開示文書及び本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかったなどとする上記(1)の諮問庁の説明は特段不自然、不合理とはいえず、これに加え、審査請求人において先行開示文書及び本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書が存在するという具体的な根拠に関する主張等もないことからすると、他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、外務省において先行開示文書及び本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示維持部分の不開示情報該当性について

当審査会において開示実施文書を確認したところ、文書 8 1 の 1 頁目の本文 2 行目は行政文書開示決定通知書では不開示とされているが、開示実施文書においてマスキングされていないことが認められた。この点につき、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、当該部分は開示するとの説明があったため、以下、当該部分を除く不開示維持部分の不開示情報該当性について判断する。

(1) 別表の番号 1 に掲げる部分について

当該部分には、本件決定について関係国から得た情報及び我が国の対処方針等が詳細に記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、関係国から得た情報が明らかとなるほか、本件決定に関する我が国の情報関心、情報収集能力等が推察されるなど、他国との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法 5 条 3 号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 別表の番号 2 に掲げる部分について

当該部分には、本件決定に関する我が国の個別具体的な分析・評価並びに我が国の対処方針が詳細に記載されていることが認められる。これらを公にすると、本件決定に関する我が国及び関係国の考え方や対応振りが明らかとなり、我が国及び関係国が韓国との間で類似の交渉を将来行う際に支障を来す可能性があるため、我が国と関係国との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められる。

したがって、これらの不開示部分は法 5 条 3 号に該当し、同条 5 号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(3) 別表の番号 3 に掲げる部分について

当該部分には、外国政府職員及びメディア関係者の氏名及び職名等の情報が記載されていることが認められる。

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は次のとおり説明する。

外国政府職員の氏名の公表慣行については、局長級以上の職員の場合には公表慣行があるものとして扱っているが、それ以外の場合には不開示としているところ、当該部分に記載の外国政府職員は、局長級以上の職員には該当しないことから、不開示とした。メディア関係者については、ウェブサイト上でその氏名が公表されておらず、不開示とした。

イ 上記アの諮問庁の説明を踏まえ検討すると、当該部分に記載の個人の氏名及び職名については、法 5 条 1 号本文前段の個人に関する

情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。さらに、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(4) 別表の番号4に掲げる部分について

文書24ないし文書128及び文書130ないし文書165は、外務本省と在外公館の間でやり取りした電信形式の文書であることが認められる。

ア 標記の不開示部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおり説明があった。

当該部分は発受信時刻、パターンコード、局課コード等及び背景に斜めに印字された透かし文字であり、これらを公にした場合、電信システムの暗号化方式の秘密保全に支障が生じるおそれがあるため、不開示とした。

イ かかる諮問庁の説明を踏まえると、当該部分は、これらを公にすることにより、国の安全が害されるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(5) 別表の番号5及び番号8に掲げる部分について

別表の番号5に掲げる不開示部分には、本件決定を始めとする日韓間の諸問題に関して、我が国が働きかけ又は意見交換を行った関係国等の有識者等の氏名及び所属に係る情報、別表の番号5及び番号8に掲げる部分には、我が国が働きかけ又は意見交換を行った有識者等の反応・意見が詳細に記載されていることが認められる。これらの働きかけ又は意見交換において、当該情報を公にすることを事前に有識者等に説明しておらず、当該部分が公になれば、今後我が国からの働きかけや意見交換に応じることをちゅうちょし、有識者等の協力を得ることが困難となるなど、外務省の外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、同条1号及び2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(6) 別表の番号6に掲げる部分について

当該部分には、情報提供者より内々に入手した情報の入手経路及び当該情報提供者を推察する手掛かりとなり得る情報が記載されていることが認められる。これを公にすることにより、外務省の情報入手経路及び情報収集手段の一端が推察され、悪意を有する相手方による情報操作ないし情報かく乱を容易にさせる可能性があるなど、国の安全を害するお

それがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められる。

したがって、当該情報は法5条3号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(7) 別表の番号7に掲げる部分について

当該部分には、公電の転電先が記載されていることが認められる。諮問庁は、当該部分を不開示とした理由について、上記第3の3(1)キのとおり説明する。

当該部分は、これを公にすることにより、外務省がどのような体制で情報の収集・分析・保全等の業務をおこなっているかが推察され、敵対する勢力から対抗・妨害措置を講じられるなど、外務省の外交事務の適正な遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(8) 別表の番号9に掲げる部分について

当該部分には、特定公電番号が記載されていることが認められる。諮問庁は当該部分を不開示とした理由について、上記第3の3(1)ケのとおり説明する。

当該部分は、これを公にすることにより、本件開示請求により特定された他の文書と照合することにより、不開示とされた内容の一部が推認できるおそれがあり、それにより関係国との信頼関係が損なわれるおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書1を特定し、その一部を法5条1号ないし3号、5号及び6号に該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が本件対象文書2を追加して特定し、開示したことについては、外務省において、先行開示文書及び本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書2を追加して特定し、開示したことは妥当であり、本件対象文書1につき諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、

同条1号、3号及び6号柱書きに該当すると認められるので、同条2号及び5号について判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子、委員 太田匡彦、委員 佐藤郁美

別紙

1 本件請求文書

大韓民国による日韓秘密軍事情報保護協定の終了の決定に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全て。【裏面をご参照下さい】

2 先行開示文書

文書1 韓国政府による日韓秘密軍事情報保護協定（GSOMIA）の終了通告（令和元年8月）

文書2 大韓民国による日韓秘密軍事情報保護協定の終了の決定について（外務大臣談話）（令和元年8月22日）

文書3 Regarding the Decision by the Government of the Republic of Korea to Terminate the Japan-ROK GSOMIA (Statement by Foreign Minister Taro Kono) (August 22, 2019)

文書4 【対外発信・応答要領】韓国との安全保障協力（韓国政府による日韓GSOMIAの終了決定発表）（令和元年8月22日）

文書5 【対外発信・応答要領】韓国との安全保障協力（韓国政府による日韓GSOMIAの終了通告）（令和元年8月23日）

文書6 【対外発信・応答要領】韓国国務総理による日韓GSOMIA終了再検討にかかる発言（令和元年8月26日）

文書7 【対外発信・応答要領】韓国との安全保障協力（韓国政府による日韓GSOMIAの終了通告）（令和元年8月29日）

3 本件対象文書1

文書8 発言参考（GSOMIA）

文書9 日韓秘密軍事情報保護協定について（令和元年8月）

文書10 日韓秘密軍事情報保護協定（GSOMIA）の自動延長検討に係る動向

文書11 日韓外相会談（8月21日）（概要）

文書12 8月25日（日）の菅官房長官会見録（聞き取り）

文書13 発言メモ（協定の意義と終了の影響）

文書14 韓国政府によるGSOMIA終了決定発表に係る米国国務省の立場

文書15 防衛大臣ぶら下がり会見1000～1010（日韓GSOMIA破棄）（2019年8月23日（金））

- 文書１６ 韓国による日韓秘密軍事情報保護協定の終了に係る公表について
(８月２３日)
- 文書１７ 会見想定(令和元年８月２３日)
- 文書１８ 聯合ニュース(８月２８日付)、他
- 文書１９ 高位党政協議会における李洛淵(イ・ナギョン) 国務総理の挨拶
文(８月２７日、国務総理室ホームページ掲載)
- 文書２０ 官房長官定例記者会見(令和元年８月２９日(木) 午前)
- 文書２１ 韓国政府による日韓ＧＳＯＭＩＡ終了通告
- 文書２２ 想定問答
- 文書２３ 日韓秘密軍事情報保護協定(令和元年８月)
- 文書２４ 韓国軍事(国防部定例ブリーフィング：７月２２日)(防衛情報)
(第５９７７号)
- 文書２５ 日韓関係(韓国による日韓ＧＳＯＭＩＡの終了の決定)(訓令)
(英回答その２)(第４７７８号)
- 文書２６ 日韓関係(国務省との意見交換)(第６７９９号)
- 文書２７ 日韓関係(韓国による日韓ＧＳＯＭＩＡの終了の決定)(在英大
回答その４)(第４９０１号)
- 文書２８ 日韓防衛協力等(内話)(防衛情報)(第６３６５号)
- 文書２９ 日韓関係(関係長官会議等：青瓦台報道官バックグラウンド・ブ
リーフィング)(第６４５５号)
- 文書３０ 日韓関係(内話)(第６５５２号)
- 文書３１ 韓国軍事(国防部定例ブリーフィング：８月５日)(防衛情報)
(第６５８７号)
- 文書３２ 日韓関係・韓国情勢(内話・見方)
- 文書３３ 日韓関係(米国による日韓対立の仲裁等：青瓦台報道官バックグ
ラウンド・ブリーフィング)(第６６２２号)
- 文書３４ 韓国軍事(国防部定例ブリーフィング：８月８日)(防衛情報)
(第６７４９号)
- 文書３５ 韓米関係(エスパー米国防長官の文在寅大統領表敬：バックブリ
ーフィング)(第６８３９号)
- 文書３６ 米韓関係(在米韓国大使館員の内話)(第７１７１号)
- 文書３７ 日韓防衛協力等(当地米大関係者の内話)(第６９３１号)
- 文書３８ 韓国軍事(国防部定例ブリーフィング：８月２０日)(防衛情報)
(第７１０６号)
- 文書３９ 日韓関係(日韓ＧＳＯＭＩＡ：米国務省との意見交換)(第７３
６６号)
- 文書４０ エンゲル下院外交委員長のスーテートメント(７４２９号)

- 文書 4 1 日韓関係等（当地邦人メディア特派員の内話）（防衛情報）（第 7 1 5 3 号）
- 文書 4 2 日韓関係（韓国による日韓 G S O M I A の終了の決定）（米統合参謀本部反応）（7 4 5 3 号）
- 文書 4 3 日韓関係（韓国政府による G S O M I A 破棄発表）（第 7 4 5 4 号）
- 文書 4 4 日韓関係（韓国による日韓 G S O M I A の終了の決定）（国務省への申し入れ）（第 7 4 5 5 号）
- 文書 4 5 日韓関係（韓国による日韓 G S O M I A の終了の決定：加外相米国務長官共同記者会見での質疑応答）（第 2 2 4 7 号）
- 文書 4 6 日韓関係（ポンペオ国務長官発言：米国務省発表トランスクリプト）（第 7 4 6 3 号）
- 文書 4 7 日韓関係（韓国による日韓 G S O M I A の終了の決定）（意見交換）（第 7 4 6 4 号）
- 文書 4 8 日韓関係（韓国による日韓 G S O M I A の終了の決定）（米国連邦議会）（第 7 4 6 8 号）
- 文書 4 9 日韓関係（韓国による日韓 G S O M I A の終了の決定）（訓令）（加回答）（第 2 2 5 0 号）
- 文書 5 0 日韓関係・韓国内政（日韓秘密軍事情報保護協定（G S O M I A）等：青瓦台副報道官バックグラウンド・ブリーフィング（第 7 1 8 6 号）
- 文書 5 1 日韓関係（韓国政府による日韓秘密軍事情報保護協定（G S O M I A）の終了：青瓦台平和企画秘書官バックグラウンド・ブリーフィング）（第 7 1 9 0 号）
- 文書 5 2 韓国による日韓 G S O M I A 終了の決定（内話）（第 7 4 7 3 号）
- 文書 5 3 日韓関係（韓国政府による日韓秘密軍事情報保護協定（G S O M I A）の終了決定：青瓦台発表）（第 7 1 9 2 号）
- 文書 5 4 日韓関係（日韓外相会談の結果：韓国外交部アジア太平洋局長及び同報道官によるバックグラウンド・ブリーフィング）（第 7 1 9 6 号）
- 文書 5 5 日韓関係（韓国による日韓 G S O M I A 終了の決定）（当地有識者への働きかけ）（第 7 2 0 2 号）
- 文書 5 6 日韓関係（韓国による日韓 G S O M I A の終了の決定）（本使電）（第 7 2 0 2 号）
- 文書 5 7 日韓関係（韓国による日韓 G S O M I A 終了の決定）（第 7 2 1 1 号）
- 文書 5 8 韓国軍事（国防部定例ブリーフィング：8 月 2 2 日）（防衛情報）（第 7 2 1 8 号）

- 文書 59 日韓関係（日韓 G S O M I A 終了決定に対する受け止め：当地米大関係者の内話）（第 7 2 1 9 号）
- 文書 60 日韓防衛協力（韓国による日韓 G S O M I A 終了の決定に関する関係者の内話）（防衛情報）（第 7 2 2 0 号）
- 文書 61 日韓関係（韓国による日韓 G S O M I A 終了の決定）（第 7 2 2 1 号）
- 文書 62 韓国軍事（G S O M I A 終了決定に関する国防部バックブリーフィング：8 月 2 3 日）（防衛情報）（第 7 2 2 4 号）
- 文書 63 韓国・タイ関係、日韓関係（文大統領のタイ公式訪問、日韓 G S O M I A の破棄：内話）（第 2 7 7 6 号）
- 文書 64 日韓関係（韓国による日韓 G S O M I A の終了の決定）（訓令）（伊回電）（第 2 3 4 9 号）
- 文書 65 日韓関係（韓国による日韓 G S O M I A の終了の決定）（訓令）（伊回電その 2）（第 2 3 5 5 号）
- 文書 66 日韓関係・米朝関係（日韓秘密軍事情報保護協定（G S O M I A）・米朝対話：ブリーフィング）（第 7 2 3 8 号）
- 文書 67 日韓関係（韓国による日韓 G S O M I A の終了の決定）（訓令）（独回答）（本使電）（第 2 8 5 5 号）
- 文書 68 日韓関係（韓国による日韓 G S O M I A の終了の決定）（訓令）（英回答その 1）（第 4 7 6 9 号）
- 文書 69 日韓関係（韓国による日韓 G S O M I A の終了の決定）（米有識者への働きかけ）（第 7 4 8 9 号）
- 文書 70 日韓関係（韓国による日韓 G S O M I A の終了の決定）（訓令）（加回答）（第 2 2 6 3 号）
- 文書 71 日韓関係（韓国による日韓 G S O M I A 終了の決定：有識者への働きかけ及びその内話）（第 7 2 4 4 号）
- 文書 72 日韓関係（韓国による日韓 G S O M I A 終了の決定：有識者への働きかけ及びその内話）（第 7 2 4 5 号）
- 文書 73 日韓関係（日韓 G S O M I A 終了の決定：元喜龍（ウォン・ヒリョン）済州道知事のコメント）（第 6 2 7 号）
- 文書 74 日韓関係（韓国政府による日韓秘密軍事情報保護協定（G S O M I A）の終了決定：韓国外交部報道資料）（第 7 2 6 5 号）
- 文書 75 韓国政府による日韓秘密軍事情報保護協定（G S O M I A）の終了決定（中国外交部定例記者会見（8 月 2 3 日））（第 6 6 9 3 号）
- 文書 76 韓国軍事（国防部定例ブリーフィング：8 月 2 6 日）（防衛情報）（第 7 2 8 7 号）
- 文書 77 日韓関係（韓国による日韓 G S O M I A の終了の決定：豪外貿省の内話）（第 2 5 4 5 号）

- 文書 78 日韓関係（内話）（第 7305 号）
- 文書 79 日韓関係（韓国による日韓 G S O M I A の終了の決定）（エンゲル下院外交委員長の声明）（第 7530 号）
- 文書 80 日韓関係（韓国による日韓 G S O M I A の終了の決定）（市川公使意見交換）（第 7535 号）
- 文書 81 日韓関係（加外務省内話）（第 2269 号）
- 文書 82 日韓経済関係（懇談）（第 7328 号）
- 文書 83 日韓防衛協力・日韓関係（内話）（防衛情報）（第 7333 号）
- 文書 84 日韓関係・南北関係・日中韓協力（意見交換）（本使電）（第 7342 号）
- 文書 85 日韓関係（韓国政府による日韓秘密軍事情報保護協定（G S O M I A）の終了決定等：外交部定例ブリーフィング）（第 7360 号）
- 文書 86 日韓関係（韓国政府による日韓秘密軍事情報保護協定（G S O M I A）の終了決定等：高位党政協議会における李洛淵國務総理挨拶）（第 7361 号）
- 文書 87 日韓関係（韓国による日韓 G S O M I A の終了の決定）（訓令）（加外務省政務官への働きかけ）（本使電）（第 2273 号）
- 文書 88 日韓関係（韓国による日韓 G S O M I A の終了の決定）（訓令）（加回答）（第 2276 号）
- 文書 89 日韓関係（意見交換）（本使電）（第 2072 号）
- 文書 90 韓国軍事（国防部定例ブリーフィング：8月27日）（防衛情報）（第 7386 号）
- 文書 91 日韓関係等（有識者、企業関係者等内話）（第 7387 号）
- 文書 92 日韓経済関係（企業関係者等の内話）（第 7388 号）
- 文書 93 日韓関係（韓国による日韓 G S O M I A の終了の決定）（訓令）（伊回電）（第 2368 号）
- 文書 94 日韓防衛協力・日韓関係（G S O M I A 終了決定等に関する当地研究者の内話）（防衛情報）（第 7402 号）
- 文書 95 日韓関係（韓国による日韓 G S O M I A の終了の決定）（訓令）（英回答その 3）（第 4832 号）
- 文書 96 日韓関係等（米國務省内話）（第 7587 号）
- 文書 97 日韓関係（韓国による日韓 G S O M I A の終了の決定）（シンクタンク公開行事におけるシュライバー国防次官補の発言）（第 7588 号）
- 文書 98 韓米関係・日韓関係（趙世瑛・外交部第 1 次官とハリス米大使の面会：在韓米大関係者の内話）（第 7424 号）

- 文書 99 露韓・日露関係（韓国政府による日韓秘密軍事情報保護協定（G S O M I A）の終了決定に関するザハロヴァ露外務省報道官の発言：露外務省ウェブサイト）（第 4 6 5 9 号）
- 文書 100 金杉亜洋局長の韓国出張（ぶら下がり記録）（第 7 4 4 0 号）
- 文書 101 韓米関係（趙世瑛外交部第 1 次官とハリス駐韓米国大使の面会：韓国外交部報道資料）（第 7 4 4 3 号）
- 文書 102 日韓関係（韓国政府による日韓秘密軍事情報保護協定（G S O M I A）の終了決定等：青瓦台国家安保室第 2 次長ブリーフィング）（第 7 4 4 4 号）
- 文書 103 日韓関係・韓米関係（韓国政府による日韓秘密軍事情報保護協定（G S O M I A）の終了決定：韓国外交部報道釈明資料）（第 7 4 4 8 号）
- 文書 104 日韓関係（韓国政府による日韓秘密軍事情報保護協定（G S O M I A）の終了決定等：青瓦台報道官ブリーフィング）（第 7 4 4 9 号）
- 文書 105 日韓関係（日韓局長協議：韓国外交部アジア大洋州局長ブリーフィング）（第 7 4 5 0 号）
- 文書 106 日韓関係・韓米関係（韓国政府による日韓秘密軍事情報保護協定（G S O M I A）の終了決定等：韓国外交部定例ブリーフィング（第 7 4 5 4 号）
- 文書 107 日韓関係（韓国による日韓 G S O M I A の終了の決定）（訓令）（加国防省への説明）（第 2 3 0 0 号）
- 文書 108 韓米軍事・日韓防衛協力等（内話）（防衛情報）（第 7 4 6 4 号）
- 文書 109 責任国政府関係者に対する説明（国務省反応）（第 7 6 4 6 号）
- 文書 110 日韓関係（韓国による日韓 G S O M I A の終了の決定）（米国有識者への説明）（第 7 6 4 9 号）
- 文書 111 日韓経済関係（韓国メディア論説委員の見方）（第 7 4 7 0 号）
- 文書 112 韓国軍事（国防部定例ブリーフィング：8 月 2 9 日）（防衛情報）（第 7 4 7 3 号）
- 文書 113 日韓関係（韓国による日韓 G S O M I A の終了の決定）（加有識者・報道関係者への働きかけ）（第 2 3 1 0 号）
- 文書 114 韓国の対外政策（第 7 6 8 4 号）
- 文書 115 日韓関係（韓国による日韓 G S O M I A の終了の決定）（訓令）（加外務次官補への説明）（第 2 3 1 5 号）
- 文書 116 韓米軍事・日米韓防衛協力（当地米大内話）（防衛情報）（第 7 5 1 2 号）
- 文書 117 日韓関係（内話）（第 7 5 1 8 号）

- 文書 1 1 8 東電福島第一原発の処理水、G S O M I A 等（内話）（第 7 5 1 9 号）
- 文書 1 1 9 韓国・第三国関係（外交部北米局長の内話）（第 7 5 2 3 号）
- 文書 1 2 0 日韓関係（韓国による日韓 G S O M I A の終了の決定）（訓令）（E U 代回答その 1）（第 2 1 0 1 号）
- 文書 1 2 1 日韓関係（韓国による日韓 G S O M I A の終了の決定）（訓令）（第 8 3 3 9 8 号）
- 文書 1 2 2 日韓関係（韓国による日韓 G S O M I A の終了通告：外交部の内話）（第 7 2 4 6 号）
- 文書 1 2 3 日韓関係（韓国による日韓 G S O M I A の終了の決定）（国防省内話）（第 7 4 8 8 号）
- 文書 1 2 4 日韓関係（韓国による日韓 G S O M I A の終了の決定）（K 1 i n c k 国防次官補（東アジア担当））（第 7 4 3 9 号）
- 文書 1 2 5 日韓 G S O M I A （第 7 4 0 0 号）
- 文書 1 2 6 日米韓・日韓安保防衛協力（市川公使の意見交換）（第 7 3 6 8 号）
- 文書 1 2 7 韓国・第三国関係（在韓国米国大使館の内話）（第 6 9 5 9 号）
- 文書 1 2 8 日韓関係（船越北米局審議官と在京米大とのやり取り）（第 8 5 1 5 5 号）
- 文書 1 2 9 日韓外相会談（8 月 2 1 日）（概要）（令和元年 8 月）
- 文書 1 3 0 日韓軍事（日韓 G S O M I A の延長に関する様々な意見：一般報道）（防衛情報）（第 5 6 6 1 号）
- 文書 1 3 1 韓日軍事（日韓 G S O M I A 延長に関する青瓦台の方針：一般報道）（防衛情報）（第 5 8 1 2 号）
- 文書 1 3 2 日韓軍事（日韓 G S O M I A 延長に関する青瓦台、与野党、国防部関係者の発言：一般報道）
- 文書 1 3 3 日韓関係（日韓秘密軍事情報保護協定（G S O M I A））に関するメディア各社の報道：一般報道（防衛情報）（第 5 9 9 1 号）
- 文書 1 3 4 日韓軍事（日韓 G S O M I A 延長に関する国会議員の発言：一般報道）（防衛情報）（第 6 2 4 1 号）
- 文書 1 3 5 日韓関係（日韓秘密軍事情報保護協定（G S O M I A）：報道）（第 6 5 6 0 号）
- 文書 1 3 6 日韓防衛協力（日韓 G S O M I A 破棄の検討：一般報道）（防衛情報）第 6 5 9 7 号）
- 文書 1 3 7 日韓関係（日韓秘密軍事情報保護協定（G S O M I A）に関する青瓦台高官発言：報道）（第 6 6 5 5 号）

- 文書 1 3 8 韓国軍事（日韓 G S O M I A に関する国会運営委員会全体会議における国家安保室長の発言：一般報道）（防衛情報）（第 6 7 0 5 号）
- 文書 1 3 9 日韓軍事（予備役将軍の団体が日韓 G S O M I A の破棄に反対：一般報道）（防衛情報）（第 6 7 5 0 号）
- 文書 1 4 0 日韓防衛協力（予備役将官の集いによる日韓 G S O M I A 維持の主張：一般報道）（防衛情報）（第 6 8 9 2 号）
- 文書 1 4 1 日韓関係（G S O M I A 取扱いに関する与党討論会での提案：一般報道）（防衛情報）（第 6 9 1 8 号）
- 文書 1 4 2 日韓関係（康京和韓国外交部長官の発言：報道）（第 7 1 1 1 号）
- 文書 1 4 3 韓国軍事（国会国防委員会全体会議における国防部長官の発言：一般報道）（防衛情報）（第 7 1 4 1 号）
- 文書 1 4 4 日韓関係（韓国政府による日韓秘密軍事情報保護協定（G S O M I A）の終了決定に関する康京和外交部長官の発言：報道）（第 7 1 9 3 号）
- 文書 1 4 5 日韓関係（韓国政府による日韓秘密軍事情報保護協定（G S O M I A）の終了決定等：当地主要紙社説（8 月 2 6 日））（第 7 2 6 7 号）
- 文書 1 4 6 日韓関係（韓国政府による日韓秘密軍事情報保護協定（G S O M I A）終了決定直前の日韓外相間のやり取り：報道）（第 7 2 7 0 号）
- 文書 1 4 7 韓国軍事（日韓 G S O M I A 終了決定に関する各メディアの報道：一般報道）（防衛情報）（第 7 2 7 2 号）
- 文書 1 4 8 韓国軍事（日韓 G S O M I A 終了決定に関する各社社説：一般報道）（防衛情報）（第 7 2 7 3 号）
- 文書 1 4 9 韓国軍事（日韓 G S O M I A に関する国務総理の発言：一般報道）（防衛情報）（第 7 2 9 7 号）
- 文書 1 5 0 軍事秘密情報保護協定破棄の見解他（在アルジェリア韓国大内話）（第 1 3 6 0 号）
- 文書 1 5 1 韓国主要テレビ局の日本関連報道（8 月 2 3 日：G S O M I A）（第 7 3 2 3 号）
- 文書 1 5 2 韓米軍事（日韓 G S O M I A の終了決定に伴う米韓国防相電話会談：一般報道）（防衛情報）（第 7 3 3 6 号）
- 文書 1 5 3 日韓関係（韓国政府による G S O M I A 終了決定に関する康京和外交部長官の発言：報道）（第 7 3 5 6 号）
- 文書 1 5 4 日韓防衛協力（日韓 G S O M I A 破棄決定に対する元統一部次官らによる懸念の表明：一般報道）（防衛情報）（第 7 4 3 1 号）

- 文書 1 5 5 日韓防衛協力（額賀議員への G S O M I A 再検討提案報道を否定：一般報道）（防衛情報）（第 7 4 3 2 号）
- 文書 1 5 6 日韓安保協力（李首相による日韓 G S O M I A 再検討発言に関する各社社説等：一般報道）（防衛情報）（第 7 4 3 3 号）
- 文書 1 5 7 日韓防衛協力（駐韓米大使に G S O M I A 終了失望表明の自制を要請：一般報道）（防衛情報）（第 7 4 3 5 号）
- 文書 1 5 8 日韓関係・北朝鮮情勢（日韓秘密軍事情報保護協定（G S O M I A）終了決定等に関する韓国外交部の説明：報道）（第 7 4 5 3 号）
- 文書 1 5 9 日韓関係（韓国政府による日韓秘密軍事情報保護協定（G S O M I A）の終了決定：報道）（第 7 4 5 5 号）
- 文書 1 6 0 日韓関係（韓国政府による日韓秘密軍事情報保護協定（G S O M I A）終了決定に対する元韓国外交官らの反応：報道）（第 7 4 5 7 号）
- 文書 1 6 1 日韓関係（韓国による日韓 G S O M I A の終了の決定）（米国メディア関係者等への働きかけ）（第 7 4 6 1 号）
- 文書 1 6 2 日韓防衛協力（日韓 G S O M I A 関連の各紙社説（8 月 2 9 日）：一般報道）（防衛情報）（第 7 4 7 2 号）
- 文書 1 6 3 日韓防衛協力（大韓民国守護予備役将官団が日韓 G S O M I A 破棄等を糾弾する声明を発表：一般報道）（防衛情報）（第 7 5 2 5 号）
- 文書 1 6 4 韓国主要テレビ局の日本関連報道（8 月 2 9 日：G S O M I A 終了決定に対する米国の反応）（第 7 5 4 8 号）
- 文書 1 6 5 日韓関係（韓国による日韓 G S O M I A の終了の決定）（米国メディアの反応）（第 7 5 7 1 号）
- 4 諮問庁が「行政文書の開示請求に係る決定について（通知）」（情報公開第 0 0 4 1 0 号）により追加開示決定を行い、審査請求人に通知した文書（本件対象文書 2）
- 文書 1 6 6 日韓関係（韓国による日韓 G S O M I A の終了の決定：特定米国家安全保障担当大統領次席補佐官とのやりとり）（本使電）（第 7 4 5 0 号）
- 文書 1 6 7 日韓関係（韓国による日韓 G S O M I A の終了の決定）（特定政策担当国防次官への申し入れ）（本使電）（第 7 4 7 4 号）
- 文書 1 6 8 日韓関係（韓国による日韓 G S O M I A の終了の決定：在京韓国大次席公使に対する申し入れ）（第 8 3 9 4 4 号）

※ 文書番号は、原処分に係る行政文書開示決定等通知書の別紙の番号に合わせたものである。

- 5 諮問庁が新たに開示としている部分
別表の番号10に掲げる部分

別表（原処分において処分庁が不開示とした部分及びその理由）

番号	不開示とした部分	不開示とした理由	不開示条項
1	文書 8、文書 10、文書 11、文書 25 及び文書 26（番号 3 及び 4 以外の不開示部分）、文書 36 及び文書 37（番号 3 及び 4 以外の不開示部分）、文書 39（番号 3 及び 4 以外の不開示部分）、文書 40、文書 42（番号 3 及び 4 以外の不開示部分）、文書 43（番号 4 及び 7 以外の不開示部分）、文書 44、文書 48、文書 49、文書 52（番号 3 及び 4 以外の不開示部分）、文書 56、文書 59（番号 3 及び 4 以外の不開示部分）、文書番号 61（番号 3 及び 4 以外の不開示部分）、文書 63 ないし文書 65（番号 3 及び 4 以外の不開示部分）、文書 67（番号 3、4 及び 5 以外の不開示部分）、文書 68（番号 3 及び 4 以外の不開示部分）、文書 77（番号 3 及び 4 以外の不開示部分）、文書 80 及び文書 81（番号 3 及び 4 以外の不開示部分）、文書 83 及び文書 84（番号 3 及び 4 以外の不開示部分）、文書 87（番号 3 及び 4 以外の不開示部分）、文書 93（番号 3 及び 4 以外の不開示部	公にしないことを前提とした関係国との協議の内容に関する記述であって、公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、関係国等との信頼関係が損なわれるおそれ、他国との交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。	3号

	分)、文書 9 5 及び文書 9 6 (番号 3 及び 4 以外の不開示部分)、文書 9 8 (番号 3 及び 4 以外の不開示部分)、文書 1 0 7 ないし文書 1 0 9 (番号 3 及び 4 以外の不開示部分)、文書 1 1 5 及び文書 1 1 6 (番号 3 及び 4 以外の不開示部分)、文書 1 1 9 及び文書 1 2 0 (番号 3 及び 4 以外の不開示部分)、文書 1 2 1、文書 1 2 2 及び文書 1 2 3 (番号 3 及び 4 以外の不開示部分)、文書 1 2 4、文書 1 2 5 ないし文書 1 2 8 (番号 3 及び 4 以外の不開示部分)、文書 1 2 9、文書 1 5 0 (番号 3 及び 4 以外の不開示部分)		
2	文書 1 3、文書 2 1 及び文書 2 3	公にしないことを前提とした我が国政府部内の協議の内容に関する記述であって、公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、関係国等との信頼関係を損なうおそれ、又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあるとともに、政府部内の率直な意見が不当に損なわれるおそれがあるため、不開示としました。	3 号、5 号
3	文書 2 5 (1 頁目本文 2 行目及び 3 行目)、文書 2 6 (1 頁目件名欄の右から 1 箇所目、本文 1 行目、2 行目左から 1 箇所目及び 3 行	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、あるいは、公にすることにより当該個人の正当な	1 号

	目)、文書36(1頁目本文1行目)、文書37(1頁目本文1行目)、文書39(1頁目本文1行目及び2行目)、文書42(1頁目本文2行目、3行目左から1箇所目、4行目右から1箇所目及び5行目)、文書52(1頁目件名欄の右から1箇所目及び本文1行目の右から1箇所目)、文書59(1頁目本文1行目)、文書63(件名欄及び本文4行目)、文書64(1頁目本文2行目及び3行目)、文書65(1頁目本文2行目及び3行目)、文書67(1頁目本文6行目、8行目及び9行目)、文書68(1頁目本文2行目ないし5行目)、文書77(件名欄及び本文2行目ないし3行目)、文書80(1頁目件名欄、本文2行目ないし4行目)、文書81(1頁目本文2行目、4行目右から1箇所目及び5行目)、文書83(1頁目件名欄、本文1行目及び2行目)、文書84(1頁目本文3行目、4行目及び6行目)、文書87(1頁目本文5行目及び6行目)、文書93(1頁目本文2行目及び3行目)、文書95(1頁目本文2行目、3行目及び5行目)、文書96	権利利益を害するおそれがあるため、公表慣行があるものを除き、不開示としました。	
--	--	--	--

	（１頁目件名欄、本文１行目ないし３行目）、文書９８（１頁目本文１行目）、文書１０７（１頁目本文２行目、３行目及び７行目）、文書１０８（１頁目件名欄、本文１行目ないし５行目及び６行目左から１箇所目）、文書１０９（１頁目件名欄１行目右から１箇所目及び２行目、本文３行目）、文書１１５（１頁目本文９行目）、文書１１６（１頁目件名右から１箇所目、本文１行目及び２行目）、文書１１９（１頁目本文４行目）、文書１２０（本文２行目ないし４行目、６行目ないし８行目）、文書１２２（１頁目件名欄、本文２行目）、文書１２３（１頁目本文２行目）、文書１２５（１頁目件名欄、本文１行目及び２行目）、文書１２６（１頁目件名欄、本文１行目ないし３行目）、文書１２７（１頁目本文３行目）、文書１２８（１頁目件名欄、２頁目１行目及び２行目の左から１箇所目、４行目、３頁目４行目）、文書１５０（１頁目件名欄、本文１行目）及び文書１６１		
4	文書２４ないし文書１２８、文書１３０ないし文書１６５（発受信時刻、パタ	現在外務省が使用している 電信システムの管理に係る 情報であり、公にすること	３号、 ６号

	ーンコード、局課コード等及び背景に斜めに印字された透かし文字)	により、電信の秘密保全に支障が生じ、国の安全が害されるおそれ、交渉上不利益を被るおそれ、及び外交事務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示としました。	
5	文書27、文書28、文書30、文書32、文書47、文書55、文書57、文書60、文書61（番号4及び番号10以外の不開示部分）、文書67、文書69ないし文書72、文書78、文書82、文書88、文書89、文書91、文書92、文書94、文書110、文書111、文書113、文書114、文書117及び文書118	我が国が働きかけあるいは意見交換を行った関係国等の有識者等の氏名及び所属あるいはそれらを示唆する情報、並びに当該有識者等の反応・意見等に関する記述であって、公にすることにより、当該有識者及びその所属機関等の権利利益を害するおそれがあるため、また、今後有識者等との接触が困難になり、我が国の世論対策等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示としました。	1号、2号、6号
6	文書54、文書62及び文書105	我が国が、情報あるいは資料を入手した経緯に関する記述であって、公にすることにより、関係国との信頼関係が損なわれるおそれがあるとともに、今後、情報提供者からの協力を得ることが困難になり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示としました。	3号、6号
7	文書43（2頁目9行目）、文書46（2頁目最終行）、文書66（8頁目	外交事務における特定の分野及び意図を示唆する記述であって、公にすることに	3号、6号

	最終行)、文書 7 6 (4 頁目最終行) 及び文書 1 5 8	より、関係国等との信頼関係が損なわれ、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示としました。	
8	文書 4 1 及び文書 1 6 5 (番号 4 以外の不開示部分)	世論形成に影響力のある有識者等との意見交換や懇談の内容に関する記述であって、公にすることにより、今後、当該有識者等との接触が困難になり、また、当該有識者等からの協力を得ることが困難になることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示としました。	6 号
9	文書 9 7	当該電信番号は、本件開示請求により特定された他の文書と照合することにより、当該他の文書で不開示とした情報の内容の一部が明らかとなり、それにより関係国との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、不開示としました。	3 号
1 0	文書 6 1 (1 頁目本文 4 行目の左から 1 箇所目、2 頁目本文 1 行目及び 2 1 行目の各左から 1 箇所目、3 行目本文 6 行目の左から 1 箇所目の不開示部分)	韓国の報道機関に関する我が国の評価に関する記述であって、公にすることにより、当該報道機関との信頼関係が損なわれ、今後当該報道機関との率直な意見交換を通じた情報収集や世論対策等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示としました。	6 号